



Aomori Transformation

青森県基本計画

「青森新時代」
への架け橋

要覧

令和 6 年度



青森県総合社会教育センター
Aomori Prefectural Community Education Center

目 次

1	令和6年度運営方針	1
2	令和6年度事業体系	2
3	令和6年度事業計画	3
4	施設・設備の概要	7
5	施設の概況	8
6	使用案内	12
7	令和5年度施設利用状況	13
8	職員組織	14
9	沿革	15
	青森県総合社会教育センター条例	16
	青森県総合社会教育センター規則	18

1 令和6年度運営方針

青森県総合社会教育センターは、社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚と学習活動の進展に資するため、市町村及び関係機関・団体と連携しながら、次の事業を総合的に実施する。

(1) 人材育成

- ① 地域を支える人材の育成
- ② 次代を担う青少年の育成

(2) 教育活動支援

- ① 地域学校協働活動の促進
- ② 家庭教育支援の充実
- ③ 地域によるキャリア教育支援の充実

(3) 市町村・団体支援

- ① 生涯学習・社会教育関係職員等の養成と資質向上
- ② 学習情報等の充実

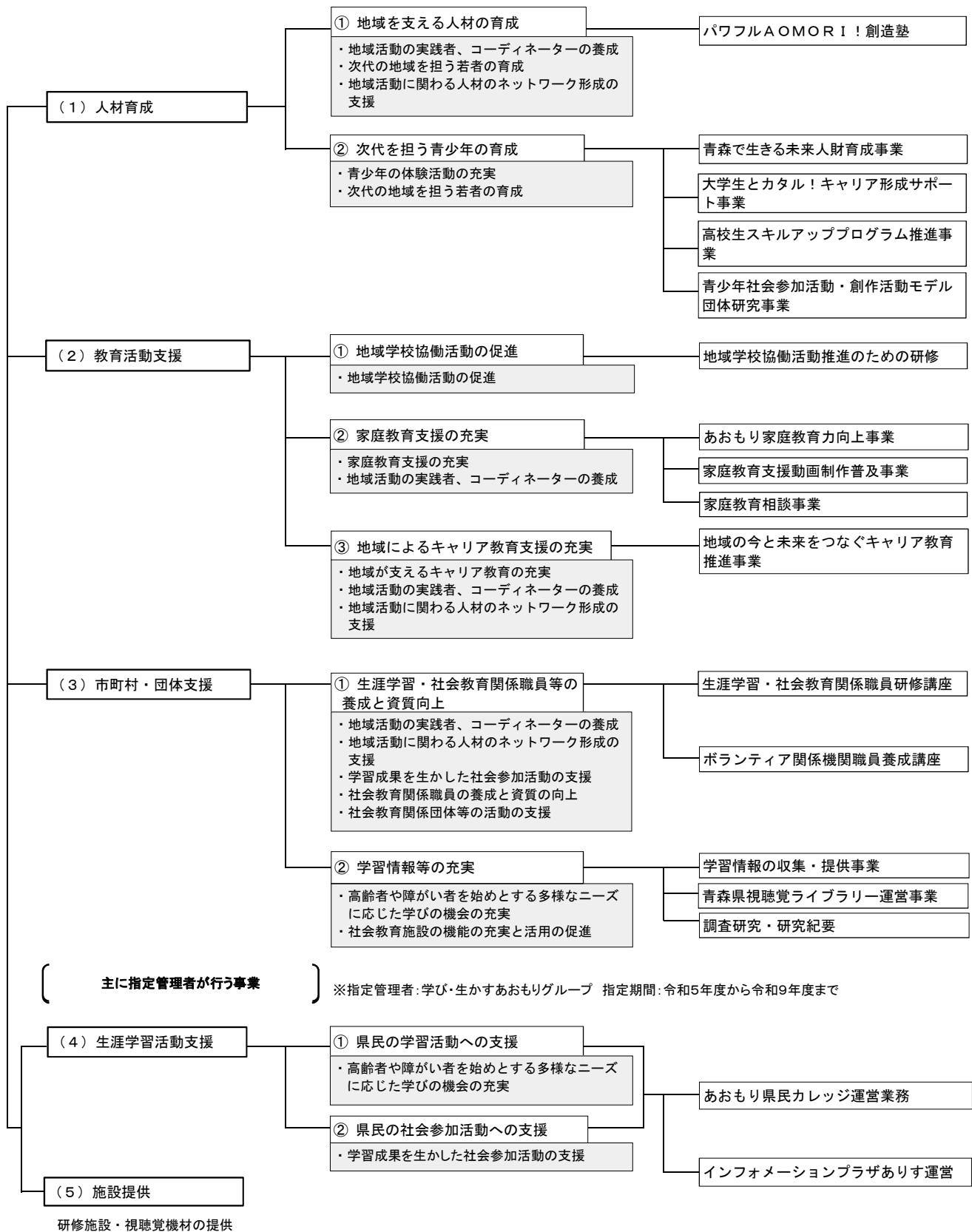
(4) 生涯学習活動支援

- ① 県民の学習活動への支援
- ② 県民の社会参加活動への支援

(5) 施設提供

研修施設・視聴覚機材の提供

2 令和6年度事業体系



3 令和6年度事業計画

(1) 人材育成

①地域を支える人材の育成

事業名	期日	対象	内容
パワフルAOMORI !創造塾	〔第1回〕 7月27日 〔第2回〕 8月24日 25日 〔第3回〕 9月28日 〔実践活動〕 10月 5日 〔第4回〕 11月16日 〔第5回〕 12月 7日	・青森県在住の方 (18歳以上) ・地域を元気にしたいという想いのある方 ・一年間を通じて参加できる方 ・ネットワーク形成に協力できる方	地域活動に係る潜在的な人材を掘り起こし、講義・演習や企画・運営を通して、地域を担う人材を育成するとともに、育成した人材相互及び地域活動に関わる関係者等のネットワーク形成を促進する。 〔主な講座内容〕 1 講師による講義、演習 2 地域活動を企画・運営する実践活動（ベーシックコース） 3 アクションプラン作成（アクティブコース） 4 パワフル交流会 5 アクションプラン発表会

②次代を担う青少年の育成

事業名	期日	対象	内容
青森で生きる未来人財育成事業	年間	・高校生	青少年の自己肯定感や主体性を高めることを目的として、高校生を地域で行われるボランティア活動に派遣する。 1 ボランティアチーム養成講座（オンライン）の実施 (1) 6/ 9 (日) 「ボランティア活動」 (2) 6/15 (土) 「スポーツボランティア」 (3) 6/30 (日) 「子育て支援ボランティア」 全3回、時間14:00～15:00 2 ボランティアチーム員の派遣 (1) 対象市町村 地域で行われるボランティア活動に派遣し、異年齢交流などの多様な体験活動に参加させる。 (2) 内容 多様なボランティア活動（学習支援、レクリエーション、体験活動など）
大学生とカタル！キャリア形成サポート事業	年間	・高校生等及び大学生	規定の研修を受講した大学生が自身の体験談や生徒と直接対話するワークショッププログラムを企画・運営し、高校生等には、今と将来の自分について考え、向き合う機会とすることで、互いに自らの夢や目標に向かう主体性が育まれるよう促し、キャリア形成を図る。 1 ワークショップ「キャリサボ」（高校企画）、「Jr. キャリサボ」（中学校企画）の実施（全16校、13企画） 8/26 (月) 北斗高 8/28 (水) 大湊高 8/30 (金) 野辺地西高 9/ 3 (火) 蟹田中・三厩中・今別中・蓬田中 9/ 4 (水) 弘前南高 9/ 6 (金) 五所川原第一高 9/ 9 (月) 六ヶ所高 9/11 (水) 七戸町立天間林中 9/13 (金) むつ市立田名部中 9/18 (水) 三本木農業恵拓高 9/20 (金) 黒石高 2/12 (水) 八戸工業大学第二高 2/18 (火) 柴田学園高 2 キャリア形成の支援 (1)大学生とカタル！キャリア形成サポート事業に係る会議の開催(大学生会議) (2)大学生とカタル！キャリア形成サポート事業教員対象担当者会議の開催 (3)ワークショップに係る大学生研修会（基本研修、ワークショップ演習、応用研修、チーフ研修、合同リハーサル）の実施

高校生スキルアッププログラム推進事業	年 間	・高等学校及び特別支援学校高等部生徒	学校外学修への積極的な取組とレポート作成によって、高校生の知識や経験の幅を広げ、社会の変化に柔軟に対応して、たくましく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的とする。
青少年社会参加活動・創作活動モデル団体研究事業	年 間	・高校生、大学生、専門学校生等の団体	青少年の社会参加活動・創作活動の推進に取り組む方策の研究を目的として、高校生・大学生・専門学生等を中心に社会参加活動・創作活動を行っている団体をモデル団体に指定し支援する。 1 団体の指定 2 モデル団体の活動に対する支援 3 研究のための代表者会議の開催

(2) 教育活動支援

①地域学校協働活動の促進

事 業 名	期 日	対 象	内 容
地域学校協働活動推進のための研修	6月 6日	・市町村教育委員会担当職員 ・地域学校協働活動推進員 ・地域コーディネーター等	地域学校協働活動の推進に向けて、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等の資質向上を図る。 【講義】【講義・演習】 「社会教育で、地域の持続可能&幸せな未来をつくろう」

②家庭教育支援の充実

事 業 名	期 日	対 象	内 容
あおもり家庭教育力向上事業			地域における家庭教育支援体制を整備するため、家庭教育支援者としての理論学習や心構えを学ぶ講座を開催するとともに、そこで養成した人材を「あおもり親楽プログラム」を使う研修会に派遣する。
あおもり家庭教育アドバイザー養成講座	6月～11月	・家庭教育支援者を目指す人及び活動中の方 ・家庭教育支援に関心のある方 ・市町村の家庭教育担当者等 定員 各地区30人	1 実施場所 県内2地区 ・中南地区（弘前市総合学習センター） ・下北地区（下北文化会館） 2 実施回数 各6回 3 内容 今日的な家庭教育支援の現状及び課題、またその解決方法等について、講義・演習形式で学ぶ。
あおもり家庭教育アドバイザースキルアップ講座	11月17日	・あおもり家庭教育アドバイザー	1 実施場所 県総合社会教育センターからのオンライン配信 2 実施回数 1回 3 内容 今日的な家庭教育支援の現状及び課題、またその解決方法等について、講義形式で学ぶ。また、アドバイザー同士の情報交換を行う。
あおもり親楽プログラム普及活動	6月～2月	・県民	「あおもり親楽プログラム」を活用した研修講座等を支援するため、あおもり家庭教育アドバイザーを活用し、地域における家庭教育支援の活性化を図る。
あおもり家庭教育アドバイザー登録情報の管理	年 間		登録情報の変更等の確認を行う。
あおもり家庭教育アドバイザーの活用	年 間		あおもり家庭教育アドバイザー養成講座における演習についての助言、生涯学習フェアにおけるブース出展等。
家庭教育支援動画制作普及事業	年 間	・県民	子育て情報を動画により発信することで、子育てに対する不安や悩みを解決する糸口とし、家庭教育の充実を図る。 1 家庭教育支援動画等の制作（委託業者制作） 2 家庭教育支援動画等の配信 3 あおもり子育てネットの活用・普及啓発
家庭教育相談事業 ～すこやかほっとライン～	年 間 月・水・木 曜日（祝日 ・年末年始 を除く） 13時～15時	・県民 (乳幼児から高校生までの子をもつ保護者やその家族)	子育て中の不安や悩みを軽減することを目的として、乳幼児から高校生までの子をもつ保護者や家族を対象に、電話・メール等により、寄り添い型の家庭教育相談を行う。 1 電話相談 2 メール相談（24時間受付） 3 面談相談（事前連絡が必要）

③地域によるキャリア教育支援の充実

事業名	期日	対象	内容
地域の今と未来をつなぐキャリア教育推進事業	[地区研修] 三八地区 7月22日 中南地区 11月28日 [フォーラム] 10月25日	・企業・NPO・各種団体・地域住民 (PTA含む) ・教育支援活動推進員(地域コーディネーター)等 ・市町村教育委員会担当者 ・近隣学校の教職員等	企業・NPO・各種団体・地域住民等の関係者が、学校において行われるキャリア教育について相互に理解を深めるため、以下の事業を実施し、キャリア教育が推進されるための環境整備を進める。 1 学校と地域・企業等をつなぐキャリア教育研修会(県内2地区) ・三八地区(八戸市立長者中学校) ・中南地区(大鰐町立大鰐中学校) (1) 講義 「地域の教育力によるキャリア教育の充実」 (2) 演習 「キャリア教育の実際から学ぶ」 ～働く人と生徒との対話集会～ 2 地域資源を活用したキャリア教育推進フォーラム (1) 開会行事 (2) 講演 「地域の宝を探し出せ～高校生レストランの仕掛け人が語る～」 (3) 意見交換会 (4) 閉会行事 3 「我が社は学校教育サポーター」の運営全般

(3) 市町村・団体支援

①生涯学習・社会教育関係職員等の養成と資質向上

事業名	期日	対象	内容
生涯学習・社会教育関係職員研修講座			生涯学習・社会教育関係職員及び関係団体職員等の資質向上とネットワーク形成を図ることを目的に、業務遂行に係る基礎的・実務的な研修、地域課題の把握と課題解決につながる実践的な知識・技能の習得のための研修を行う。
センター研修 【ベーシック研修】 新任職員想定 【基礎研修】 【スキルアップ研修】 中堅職員・管理職等想定 【スキルアップ研修1】 【スキルアップ研修2】	A日程 5月28日 B日程 9月3日 C日程 8月23日 D日程 7月12日	・市町村教育委員会の生涯学習・社会教育担当職員等	A日程・B日程 ※A、B日程共に全く同内容 【講義】「いま、生涯学習・社会教育関係職員に求められること」 【演習】「『熟議』を体験してみよう」 ～発表しない、まとめない！？えっ！？～ C日程 【講義】「北海道北広島市の社会教育行政と地域づくりマネジメント」 【演習】「チームビルディングのための合意形成」 ～チームコミュニケーションのトレーニング～ D日程 【講義・演習】「実践演習！講座の新たな企画・運営のヒント」 ～講座のマンネリ化対策の秘訣とは～ 【選択講座】　ア「ICT活用に関する講座」 イ「青少年教育に関する講座」 ウ「成人教育(高齢者対象)に関する講座」 会場：県総合社会教育センター
地区研修	①5月13日 ②5月16日 ③7月24日 ④9月19日 ①9月24日 ⑥9月27日		①【東青】「デジタル・ディバайд(情報格差)解消に向けた企画運営～公式アカウント等を活用した地域住民への情報配信～」(県総合社会教育センター) ②【上北】「持続可能な地域の活性化、そのためのつながりづくりと人づくり～社会教育の役割～」 (野辺地町中央公民館) ③【中南】「地域と防災」(黒石公民館) ④【下北】「持続可能な地域づくり」をするための人材の育成」 (むつ合同庁舎) ⑤【西北】「出番です！こどもまんなかの地域づくり、子育て支援」(中泊町総合文化センター「バルナス」) ⑥【三八】「地域を活性化させるためのつながりづくり」 (五戸町立公民館)
ボランティア関係機関職員養成講座	7月17日	・市町村の教育委員会及び首長部局職員、市町村社会福祉協議会職員、NPO	ボランティア関係者、実践活動者等の資質の向上を目的とした対話・参加型の講座を開催し、本県の社会参加活動の推進及び充実を目指す。 【講演会名】　ボランティア関係機関職員養成講座

0、ボランティア 関係団体、青森県 民カレッジ連携機 関、ボランティア に関心のある大学 生、一般県民等	[会 場] 県総合社会教育センター [テーマ] 「地域とともに成長する持続可能なボランティア活動」
---	---

②学習情報等の充実

事 業 名	期 日	対 象	内 容
学習情報の収集・提供事業	年 間	・県民	1 県民の生涯学習活動を促進するために必要とされる各種情報を収集し、一覧をインターネットにより県民へ提供するとともに、サーバ・パソコン機器等を維持管理し、ICT講座等を実施できる環境を整備する。 2 県民の誰もが、いつでも、どこでも、インターネットで手軽に学べるeラーニング教材の配信及び管理を行う。 (1) 元気青森人PowerUpコンテンツ (2) あおもり学インターネット講座 (3) あおもり子育てネット
青森県視聴覚ライブラリー運営事業	年 間	・県民	県内の視聴覚教育の振興発展に寄与するに当たり、「青森県視聴覚ライブラリー」を運営し、映像資料の収集・保管及び活用を図る。

(4) 生涯学習活動支援（主に指定管理者が行う事業）

①県民の学習活動への支援

②県民の社会参加活動への支援

事 業 名	期 日	対 象	内 容
あおもり県民カレッジ運営業務	年 間	・県民	県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援する。
あおもり県民カレッジの運営全般	年 間	・県民	1 カレッジ学生への対応 学生募集、学生証の交付、単位認定 2 連携機関への対応 登録受付、連携機関連絡会議の開催（県内6地区）、タイアップによる講座・イベント開催
普及啓発	年 間	・県民	1 生涯学習フェア2024の開催 10月5日（土） 2 普及啓発情報収集 連携機関等への取材、社会参加に関する情報の収集 3 生涯学習HPの作成 4 情報誌「てのひら」作成
学習情報提供・学習相談	年 間	・県民	1 学習相談 2 学習情報提供 学習機会情報・活動機会情報の収集及び提供
学習機会提供	年 間	・県民	1 地域キャンパス講座開催 県内6地区で開催 2 ボランティア自主講座の開催（社会参加活動支援） 3 ボランティア活動支援機関連絡会議の開催
評価サービス	年 間	・県民	・ 県民カレッジ学生への評価サービス 奨励賞・認定証の交付、ボランティア証明書の発行
学友会活動支援	年 間	・県民	・ 学友会活動支援（県内4地区） 学習機会の情報交換、講座開催等の連携
インフォメーションプラザありす運営業務	年 間	・県民	生涯学習に関する総合窓口として、各種の相談対応のほか、視聴覚教材の貸出サービス、図書資料等の閲覧サービス等を行う。 1 窓口対応（各種問い合わせ対応、情報提供等） 2 視聴覚教材貸出サービス 3 ポスター、チラシ、図書資料等の展示 4 社会参加活動支援センターの運営 社会参加活動の事例紹介と活動先のマッチング

4 施設・設備の概要

名 称 青森県総合社会教育センター
 所 在 地 青森市大字荒川字藤戸119-7
 建築概要 敷地面積/16,815m²
 延床面積/7,053m²
 建物構造/鉄筋コンクリート造 地上4階 塔屋1階
 建築工事期間/起工 昭和61年7月16日/竣工 平成元年5月10日
 総工事費/23億円

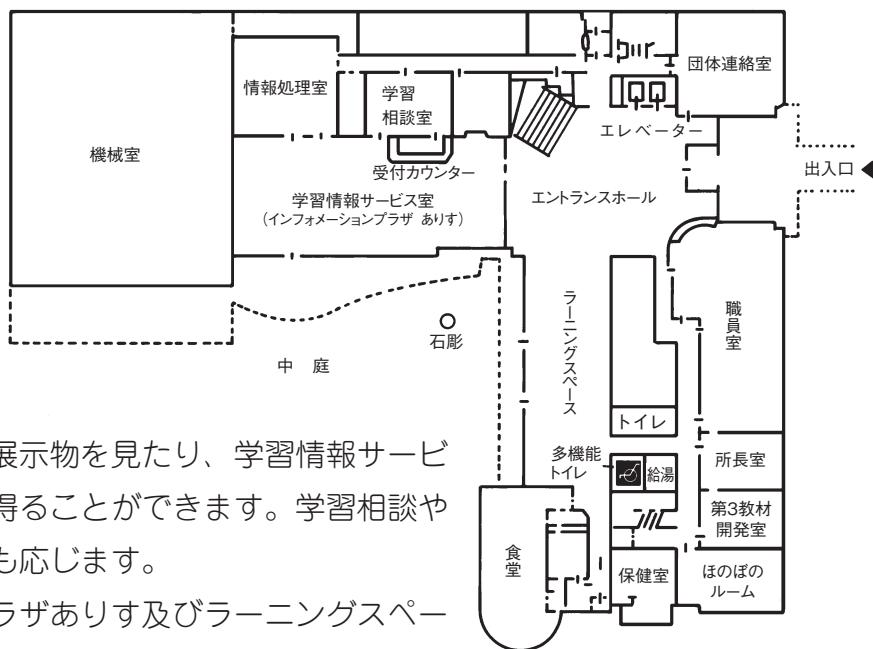
階	室 名	面積 (m ²)	定員 (人)	機 能	主 な 設 備
1	学習情報サービス室 (イフオメ-ショップ「あります」)	242.50	/	勉強やミーティングに活用できる。	ミーティングテーブル、パソコン
	学習相談室	43.68	/	生涯学習・ボランティアに関する相談ができる。	パソコン
	団体連絡室	79.64	/	県域の社会教育関係団体に貸出している。	
	ラーニングスペース	160.00	/	勉強やミーティングに活用できる。	ミーティングテーブル
	ほのぼのルーム	51.68	/	託児利用ができる。	
	第3教材開発室	39.00	/	センター事業等の教材開発を行う。	
2	食堂	122.00	/	軽食喫茶の利用ができる。	
	大研修室	432.30	312	収納式座席で多目的な研修ができる。	大型スクリーン、放送機器、プロジェクター、16ミリ映写機
	第1研修室	181.44	120	教室型で研修ができる。	放送機器、テレビ、DVD
	第2研修室 (R)	58.50	18	ラウンド型で研修ができる。	
	第3研修室	60.84	26	教室型で研修ができる。	
	第4研修室 (R)	39.36	12	ラウンド型で研修ができる。	
	第5研修室	80.34	48	教室型で研修ができる。	スクリーン
	第6研修室	78.00	36	教室型で研修ができる。	スクリーン
	第7研修室	39.00	16	教室型で研修ができる。	
3	第8研修室 (R)	79.64	18	ラウンド型で研修ができる。	テレビ、VTR、スクリーン
	第1工作室	64.28	16	木工の実習ができる。	糸のこ盤、グラインダー
	第2工作室	111.65	16	金工、陶芸の実習ができる。	金工具、粘土練り機、ろくろ
	和室	119.83	80	和室での研修ができる。	炉釜、座卓
	調理実習室	80.34	16	調理の実習ができる。	調理台、冷蔵庫、電子レンジ、スクリーン
	第1教材開発室	80.34	/	センター事業等の教材開発を行う。	テレビ、ブルーレイプレイヤー
	教材編集室	75.00	/	教材編集ができる。	VHS、Hi8、DV、DVD、βカム編集・ダビング装置
4	第1多目的研修室	203.00	/	フローリングで鏡が設置され、防音設備が整っており音楽や演劇などに関する研修ができる。	
	第9研修室	80.34	20	教室型で研修ができる。	
	第10研修室	78.00	20	コンピュータの実習ができる。	パソコン、プリンター
	第2多目的研修室	80.34	45	教室型で研修ができる。	
	視聴覚ライブラリー	80.34	/	ビデオ教材等を所蔵。	
	第2教材開発室	147.00	/	センター事業等の教材開発を行う。	

※ (R) はラウンド型の研修室

5 施設の概況

交流

1F



だれでも気軽に訪れて展示物を見たり、学習情報サービス室でさまざまな情報を得ることができます。学習相談やボランティア相談などにも応じます。

インフォメーションプラザありす及びラーニングスペースにてFREE Wi-Fiを使用できます。



インフォメーションプラザ ありす
(学習情報サービス室) 受付カウンター



インフォメーションプラザ ありす
(学習情報サービス室) ラーニングスペース



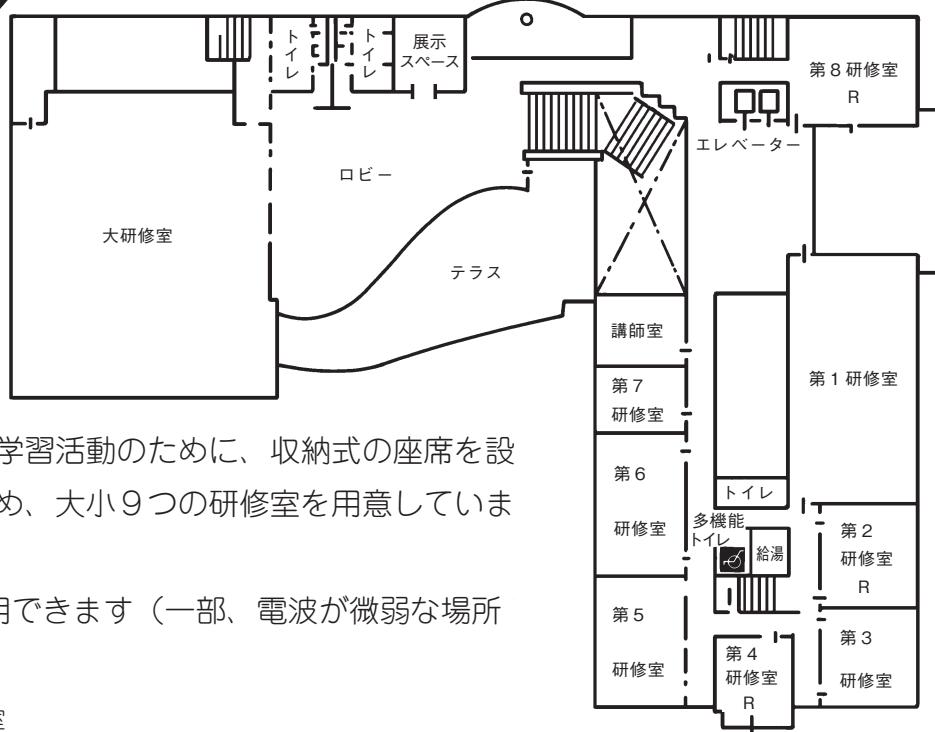
ほのぼのルーム



中 庭

学習

2F



講演や研修などの学習活動のために、収納式の座席を設けた大研修室をはじめ、大小9つの研修室を用意しています。

FREE Wi-Fiが使用できます（一部、電波が微弱な場所もあります）。

※Rはラウンド型の研修室



大研修室



講師室



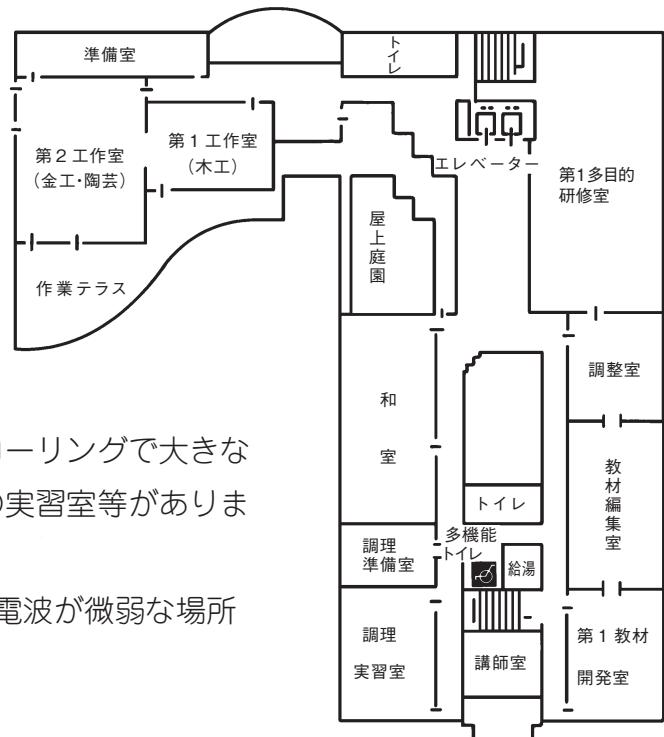
第1研修室



第8研修室

創造

3 F



工作室、調理実習室、和室、及びフローリングで大きな鏡が整っている第1多目的研修室などの実習室等があります。

FREE Wi-Fiが使用できます（一部、電波が微弱な場所もあります）。



第1多目的研修室



第1工作室



和室



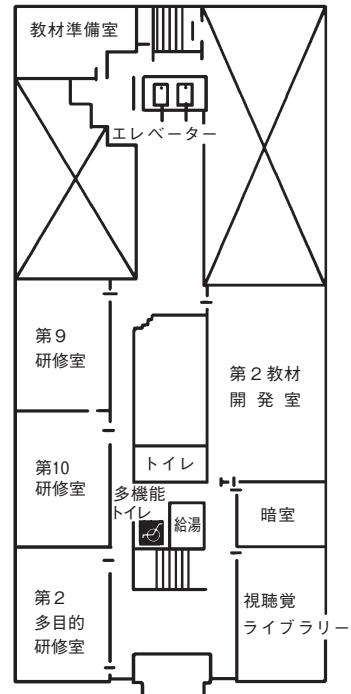
調理実習室

体験

4 F

パソコンなどの教育メディアを体験学習するための実習室があります。

FREE Wi-Fiが使用できます（一部、電波が微弱な場所もあります）。



第9研修室



視聴覚ライブラリー



第10研修室



第2多目的研修室

6 使用案内

●休所日

毎月第4月曜日、祝日（土曜日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）

●使用時間

午前9時～午後7時

●使用手続き

- 1 7日前（原則）までに使用申込書を提出してください。（郵送による申込みもできます。）
- 2 使用申込書には、研修計画を一部添付してください。
- 3 使用料は、前納してください。
- 4 使用するとき、使用承認書を提示してください。

●以下の項目に該当する場合は、使用が制限されます。

- 1 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 2 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 3 センターの管理運営上支障があるとき。

●使用上の留意事項

- 1 使用時間には、会場準備や後始末等に要する時間を含みます。
- 2 使用承認を受けた施設、設備、器具以外の立入や使用はできません。
- 3 使用を終了したら、ただちに使用場所を原状にもどして、職員の確認を受けてください。
- 4 施設内における物品の販売はできません。
- 5 飲食は、決められた場所以外ではできません。建物内及び敷地内は禁煙です。
- 6 施設内での飲酒はできません。
- 7 使用条件に違反した場合又は偽りの手段で使用承認を受けた場合は、承認を取り消すことがあります。

■使用料（1時間単位）受講料等を徴収する場合は、割増料金が適用されます。

室名	定員	基本料金	割増料金	室名	定員	基本料金	割増料金
大研修室	312人	3,460円	4,490円※1	第7研修室	16人	220円	440円
			5,190円※2	第8研修室	18人	590円	1,180円
			6,220円※3	第9研修室	40人	590円	1,180円
			6,920円※4	第10研修室	20人	590円	1,180円
第1研修室	120人	1,220円	2,440円	第1多目的研修室	約50人	1,520円	3,040円
第2研修室	18人	340円	680円	第2多目的研修室	20人	590円	1,180円
第3研修室	26人	340円	680円	和室	80人	820円	1,640円
第4研修室	12人	220円	440円	第1工作室	16人	450円	900円
第5研修室	48人	590円	1,180円	第2工作室	16人	820円	1,640円
第6研修室	36人	590円	1,180円	調理実習室	16人	590円	1,180円

大研修室は、徴収する受講料等の金額に応じて4段階の割増料金が適用されます。

※1 最高額が1,000円未満の場合。

※2 最高額が1,000円以上2,000円未満の場合。

※3 最高額が2,000円以上3,000円未満の場合。

※4 最高額が3,000円以上の場合。

■使用料免除 下表により使用料の全部又は一部を免除します

全額免除	1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が県域に及ぶ場合。
	2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校が教育活動のために使用する場合。
半額免除	1 社会教育関係団体等が、社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が市町村域に及ぶ場合。
	2 大学、専修学校又は各種学校が、教育活動のために使用する場合。
	3 市町村が社会教育事業のために使用する場合。

上記のほか、所長が特に使用料の免除の必要を認めた場合は、使用料の全部の額又は2分の1に相当する額を免除します。

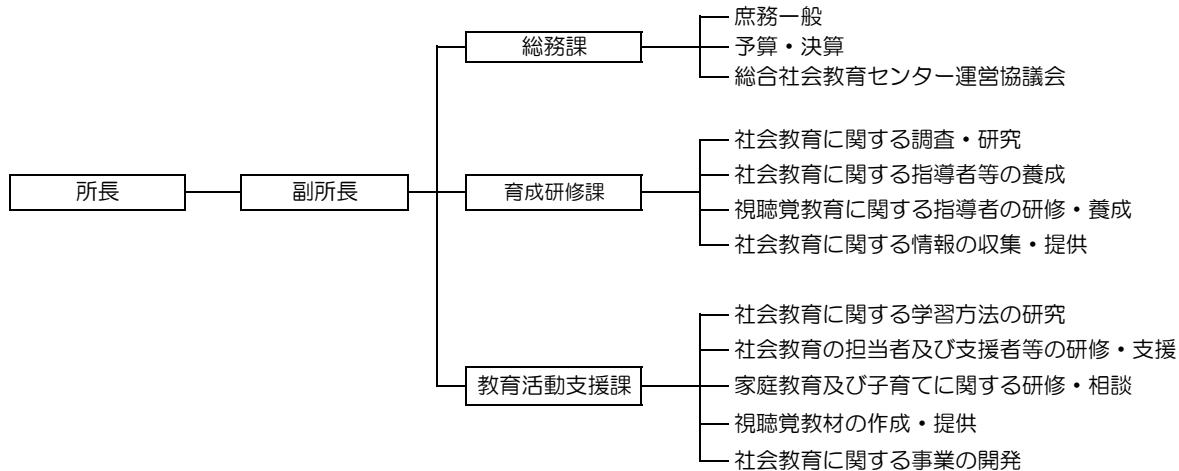
7 令和5年度施設利用状況

	研修室等利用								学習情報サービス室 (ありす)	ロビー (ラーニングスペース)	総計	累計				
	主催事業		個人		団体利用		計									
	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数								
4月	173	8	40	3	4,061	27	4,274	29	941	29	538	5,753	5,753			
5月	260	12	55	5	3,438	24	3,753	28	818	27	561	5,132	10,885			
6月	301	11	45	4	3,883	29	4,229	30	994	29	660	5,883	16,768			
7月	969	17	40	3	3,502	27	4,511	30	1,026	29	666	6,203	22,971			
8月	180	10	20	2	2,148	21	2,348	25	944	29	780	4,072	27,043			
9月	97	7	71	6	4,058	27	4,226	28	973	28	632	5,831	32,874			
10月	1,083	14	47	5	2,593	25	3,723	29	1,080	29	423	5,226	38,100			
11月	202	12	60	5	3,827	27	4,089	27	1,102	28	420	5,611	43,711			
12月	193	10	43	4	3,289	24	3,525	27	1,049	27	437	5,011	48,722			
1月	95	5	67	4	2,656	23	2,818	25	1,029	26	435	4,282	53,004			
2月	659	9	64	5	3,300	24	4,023	27	1,110	26	401	5,534	58,538			
3月						0					0	58,538				
合計	4,212	115	552	46	36,755	278	41,519	305	11,066	307	5,953	58,538				
(昨年度)	(2,910)	(110)	(484)	(104)	(33,771)	(322)	(37,165)	(327)	(12,544)	(337)	(4,492)	(54,201)				

(団体利用内訳)

	団体利用		内訳											
			社会教育団体		学校教育団体		学校		大学等		モデル団体等		公共団体	
	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数
4月	4,061	27	1,264	16	1,678	16	0	0	0	0	0	0	499	8
5月	3,438	24	820	19	1,437	17	0	0	0	0	0	0	811	12
6月	3,883	29	895	17	1,269	22	0	0	0	0	16	1	873	16
7月	3,502	27	564	17	689	15	200	1	0	0	0	0	1,297	17
8月	2,148	21	430	11	853	15	0	0	0	0	0	0	590	14
9月	4,058	27	741	19	1,446	17	0	0	0	0	30	1	977	12
10月	2,593	25	910	18	320	11	91	1	0	0	95	3	725	11
11月	3,827	27	1,434	20	943	17	0	0	20	1	0	0	644	8
12月	3,289	24	983	21	950	14	0	0	0	0	28	2	1,033	16
1月	2,656	23	582	13	731	15	0	0	0	0	13	1	913	116
2月	3,300	24	1,123	19	732	25	0	0	0	0	75	1	872	16
3月	0	0												
合計	36,755	278	9,746	190	11,048	184	291	2	20	1	257	9	9,234	246
(昨年度)	(33,771)	(322)	(9,974)	(222)	(9,112)	(168)	(251)	(7)	(20)	(1)	(422)	(13)	(8,046)	(159)
													(5,946)	(196)

8 職員組織



令和6年度事務分掌

役職名	氏名	事務分掌
所長	白戸明子	
副所長	今泉武寿	教育政策課（学校の幸せ推進室）兼務
〔総務課〕 総務課長	榎ノ木沢恵美子	・課総括、所内総務総括、運営協議会、指定管理者との連絡会議
主幹 (副課長)	木村明子	・指定管理者との連絡調整（各種報告関係含む。）、研修室等使用料減免、施設使用料歳入調定、監査、会計年度任用職員任用、統合庶務システム、庶務一般
主事	藤原悠平	・予算、決算、歳出（図書館関係、総合社会教育センターの工事・修繕関係）、施設維持管理業務及び施設許可業務（指定管理者関係）、施設整備関係、文書、公有財産関係、施策及び事業点検・評価、行財政改革
主事	井筒春香	・歳出（総合社会教育センター関係）、講師等謝金・旅費、物品、広報
〔育成研修課〕 課長	副田俊司	・課総括
総括主幹専門員 (副課長)	佐藤久常	・行事予定・広報・調査関係、あおもり県民カレッジ（学友会）等連携団体対応
社会教育主事	高館秀典	・パワフルAOMORI！創造塾（総括）、大学生とカタル！キャリア形成サポート事業（研修）、北海道・東北5道県生涯学習センター等研修交流会
指導主事	六角健太	・大学生とカタル！キャリア形成サポート事業（総括）、所報「響」（総括）
指導主事	眞嶋朗晋	・パワフルAOMORI！創造塾（運営）、青少年社会参加活動・創作活動モデル団体研究事業
主事	加藤祿子	・高校生スキルアッププログラム推進事業、学習情報の収集・提供事業・ホームページ運営
専門員	棟方維大	・青森県視聴覚ライブラリー運営事業
〔教育活動支援課〕 課長	佐藤元伸	・課総括、弘前大学教職大学院観察実習、社会教育実習
社会教育主事 (副課長)	佐々木祥子	・コミュニケーション・スクール関係（総括）、生涯学習・社会教育関係職員研修講座、各地区教育支援プラットフォーム関係会議
指導主事	津嶋由香	・キャリア教育関係（総括）、地域学校協働活動推進のための研修、学校と地域・企業等をつなぐキャリア教育研修会、地域資源を活用したキャリア教育推進フォーラム
社会教育主事	高橋俊輔	・家庭教育関係（総括）、あおもり家庭教育力向上事業（アドバイザー派遣含む。）、家庭教育相談「すこやかほっとライン」（相談機関合同連絡会議含む。）、家庭教育支援動画制作
指導主事	橋本政孝	・青森で生きる未来人財育成事業、ボランティア関係機関職員養成講座、家庭教育支援動画普及、教育支援プラットフォーム「我が社は学校教育サポーター」企業等登録・運用、行事予定・広報、各調査回答・提出文書等取りまとめ

9 沿革

昭和56年4月／青森県総合社会教育センター（仮称）建設構想策定委員会発足
昭和57年6月／青森県総合社会教育センター（仮称）建設構想検討委員会発足
60年2月／基本構想設計決定
12月／実施設計完了
61年3月／用地購入及び造成工事完了
青森県社会教育委員会議が「県立総合社会教育センターのあり方について」研究報告
事業開発構想委員会が「総合社会教育センターの事業について」研究協議
7月／特殊基礎工事着工
10月／特殊基礎工事完了
62年3月／本体工事着工
5月／工事の安全祈願祭
63年3月／データバンク研究委員会が「学習情報システムについて」研究協議
8月／事業懇話会を開催
9月／外構工事着工
平成元年5月／本体工事完了、外構工事完了
7月／青森県総合社会教育センター条例、青森県総合社会教育センター規則施行
初代所長佐藤圭一郎他職員20名（他に非常勤相談員等5名）発令
落成記念式典及び開所記念事業を実施
平成2年4月／事業拡充（職員2名増員）
平成3年4月／事業拡充（職員2名増員）
平成5年9月／全国生涯学習・社会教育センター研究協議会開催
平成8年10月／北海道・東北地区生涯学習情報シンポジウム開催
平成14年10月／全国文化・学習情報提供機関ネットワーク協議会全国大会開催
平成18年4月／事務（県立図書館）の共同実施（職員1名増員）
平成24年4月／業務の一部に指定管理者制度を導入
指定管理者：日本人材発掘・ビルネットグループ
平成27年4月／指定管理者：日本人材発掘・ビルネットグループ
平成30年4月／指定管理者との協定の期間が5年間となる
指定管理者：豊かな学びを育む青い森グループ
令和5年4月／指定管理者：学び・生かすあおもりグループ

青森県総合社会教育センター条例

(設置)

第一条 社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚及び学習活動の進展に資するため、青森市に青森県総合社会教育センター（以下「センター」という。）を設置する。

(業務)

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 社会教育に関する調査及び研究に関すること。
- 二 社会教育に関する事務に従事する者の研修及び社会教育に関する指導者の養成に関すること。
- 三 社会教育に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 四 社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に関すること。
- 五 社会教育に関する新たな事業の開発に関すること。
- 六 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に関すること。
- 七 視聴覚教育に関する指導者の研修及び養成並びに視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に関すること。
- 八 社会教育及び県民の学習活動のためその施設を利用させること。
- 九 その他社会教育の充実振興上必要な業務を行うこと。

(職員)

第三条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第四条 センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料)

第五条 前条の規定により使用の承認を受けた者（次項において「承認使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他承認使用者の責めによらない理由によりセンターの当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第六条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第七条 教育委員会は、センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(委任)

第八条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第40号）

- 1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第37号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第28号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第57号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第51号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条関係）

一 大研修室

区分	金額(1時間につき)
受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合	3, 460円
	4, 490円
受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場合	5, 190円
	6, 220円
	6, 920円

二 大研修室以外の研修室等

イ 受講料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

区分	金額(1時間につき)
第 1 研 修 室	1, 220円
第 2 研 修 室	340円
第 3 研 修 室	340円
第 4 研 修 室	220円
第 5 研 修 室	590円
第 6 研 修 室	590円
第 7 研 修 室	220円
第 8 研 修 室	590円
第 9 研 修 室	590円
第 10 研 修 室	590円
第 1 多 目 的 研 修 室	1, 520円
第 2 多 目 的 研 修 室	590円
和 式 研 修 室	820円
第 1 工 作 室	450円
第 2 工 作 室	820円
調 理 実 習 室	590円

- 受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場合
イの場合の使用料の額の2倍に相当する額

三 食堂施設
知事が定める額

青森県総合社会教育センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県総合社会教育センター条例(平成元年3月青森県条例第5号。以下「条例」という。)第8条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成17年3月青森県条例第6号)第6条の規定に基づき、青森県総合社会教育センター(以下「センター」という。)の組織及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(分課)

第二条 センターに総務課、育成研修課及び教育活動支援課を置く。

(所掌事務)

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公印の保管に關すること。
- 二 職員の人事、給与及び福利厚生に關すること。
- 三 文書類の收受及び発送に關すること。
- 四 行政文書の管理及び歴史公文書の保存等に關すること。
- 五 予算及び決算に關すること。
- 六 物品の出納及び管理に關すること。
- 七 使用の承認並びに使用料の徵収及び免除に關すること。
- 八 施設設備(実習用機器を除く。)の管理に關すること。
- 九 青森県総合社会教育センター運営協議会に關すること。
- 十 教育長が定めるセンター及び青森県立図書館に共通する事務の処理に關すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、庶務一般に關すること。

2 育成研修課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 社会教育に関する調査及び研究(教育活動支援課において行うものを除く。)に關すること。
- 二 社会教育に関する指導者の養成に關すること。
- 三 視聴覚教育指導者の研修及び養成に關すること。
- 四 社会教育に関する情報の収集及び提供に關すること。

5 社会教育としての講座の開設及び講習会、講演会その他の集会の開催に關すること。

6 実習用機器の管理に關すること。

3 教育活動支援課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 社会教育に関する学習方法の研究に關すること。
- 二 社会教育に関する業務に従事する者の研修に關すること。
- 三 社会教育及び家庭教育並びに県民の学習活動に関する相談に關すること。

4 視聴覚教育に関する教材の作成及び提供に關すること。

5 社会教育に関する教材の開発に關すること。

6 社会教育に関する新たな事業の開発に關すること。

(職員の職)

第四条 センターに次の職を置く。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 課長
- 四 社会教育主事

2 前項に規定する職のほか、必要に応じ次の職を置く。

- 一 副課長
- 二 総括主幹

三 総括主幹専門員

- 四 主幹
- 五 指導主事
- 六 主幹専門員
- 七 主査
- 八 主任専門員
- 九 主事
- 十 専門員

3 前2項各号に掲げる職には、事務職員、社会教育主事又は指導主事をもつて充てる。

4 第1項及び第2項に規定する職のほか、技能技師を置くことができる。

(職員の職務)

第五条 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、所務を整理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。

4 社会教育主事及び指導主事は、上司の命を受け、社会教育に関する専門的技術的な助言と指導に關する事務に従事する。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

6 総括主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

7 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

8 主幹は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理する。

9 主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事務を掌理する。

10 主査は、上司の命を受け、重要な事務に従事する。

11 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務に従事する。

12 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

13 専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた事務に従事する。

14 技能技師は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(開所時間)

第六条 センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が特に使用を承認した場合は、この限りでない。

(休所日)

第七条 センターの休所日は、次のとおりとする。

一 毎月第4月曜日

二 国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日

三 年末年始 1月29日から1月31日まで及び1月2日から1月3日まで

四 前3号に掲げるもののほか、所長が休所の必要を認めた日

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、休所日に開所することができる。

(使用手続)

第八条 条例別表第1号及び第2号に掲げる施設(以下「研修施設」という。)を使用しようとする者は、原則として使用の日の7日前までに、

使用申込書を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所長は、研修施設の使用を承認したときは、使用承認書を交付するものとする。

3 前項の使用承認書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例に定める使用料を前納しなければならない。

4 使用者は、使用当日、使用承認書を提示したのち使用するものとする。

（使用承認の制限）

第九条 所長は、条例第7条第1項に規定する場合のほか、研修施設の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。

一 条例第2条第8号に規定する利用の目的に反するとき。

二 センターの管理運営上支障があるとき。

（使用承認の取消し等）

第十条 所長は、次に掲げる場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

一 前条各号のいづれかに該当することが明らかになつたとき。

二 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。

三 使用者が偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

四 使用者が条例又はこの規則に違反したとき。

（原状回復等）

第十一條 使用者は、研修施設の使用を終了したときは、ただちに使用場所を原状に回復し、職員の確認を受けなければならない。前条の規定により使用の制限を受けた場合も同様とする。

（運営協議会）

第十二条 センターの円滑な運営に資するため、青森県総合社会教育センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

（使用料の免除）

第十三条 所長は、研修施設の使用が次の各号の一に該当する場合は、条例第6条の規定により使用料の全部又は一部を免除するものとし、その免除の額は、当該各号に定める額とする。

一 教育長が別に定める基準に該当する社会教育関係団体等（以下「団体」という。）が社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が県域に及ぶ場合 使用料の全部の額

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する学校（大学を除く。）が教育活動のために使用する場合 使用料の全部の額

三 団体が社会教育事業又は教育研究活動のために使用し、その効果が市町村域に及ぶ場合 使用料の2分の1に相当する額

四 法第1条、第124条又は第134条に規定する大学、専修学校又は各種学校が教育活動のために使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

五 市町村が社会教育事業のために使用する場合 使用料の2分の1に相当する額

六 前各号に掲げるもののほか、所長が特に使用料の免除を必要と認めた場合 使用料の全部の額又は2分の1に相当する額

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十四条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第2条に規定する業務のうち、第4号（県民の学習活動に関する

相談に限る。）、第8号その他の県民の学習活動の支援に関すること。

二 条例第4条の規定によるセンターの施設（食堂施設を除く。）の使用の承認に関すること。

三 条例第7条並びにこの規則第9条及び第10条の規定による使用の制限等に関すること。

四 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

五 その他センターの管理に関し必要な業務

（指定管理者に管理を行わせた場合の開所時間等）

第十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開所時間及び休所日は、第6条本文に規定する開所時間及び第7条第1項に規定する休所日を基準として指定管理者があらかじめ所長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開所時間を変更し、及び同項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

（施行事項）

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第3号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の青森県総合社会教育センター規則の規定は、この規則の施行の日以後の青森県総合社会教育センター条例（平成元年3月青森県条例第5号）別表第1号に掲げる施設の使用について、この規則の公布の日以後に使用申込書を提出するものから適用する。

附 則（平成16年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第12号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則（平成22年教委規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第8号）

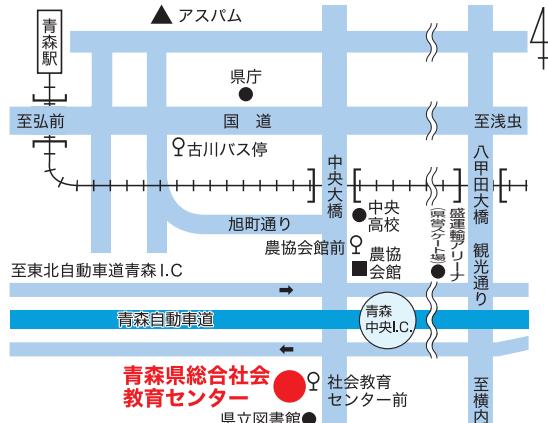
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



〔利用案内〕

- 開所時間 / 9:00~19:00
- 休所日 / 毎月第4月曜日
祝日(土曜日を除く)
年末年始(12月29日~1月3日)

[交 通 案 内]

社会教育センター前で降車 徒歩 1 分

■バス利用【市営バス】

- ・青森駅前④のりばから K 43青森朝日放送行（観光通り線）
- ・青森駅前⑥のりばから M 43青森朝日放送行、M 44野木行（いずれも旭町通り線）
M 38流通団地・南部工業団地行（旭町通り線）
L 43青森朝日放送行（中央大橋線）
- ・国道古川③のりばから M 43青森朝日放送行、M 44野木行（いずれも旭町通り線）
M 38流通団地・南部工業団地行（旭町通り線）
- ・国道古川⑧のりばから L 43青森朝日放送行（中央大橋線）

■バス利用【市バス】

- ・青森駅前⑥のりばから 浪岡駅行（空港経由）、高田中学校行（南旭町経由）
- ・国道古川③のりばから 浪岡駅行（空港経由）、
高田中学校行、入内行、大柳辺行、青い森病院行（いずれも南旭町経由）
- ・国道古川⑧のりばから 高田中学校行、入内行、大柳辺行、青い森病院行（いずれも中央大橋経由）

青森県総合社会教育センター

〒030-0111 墨田区東向島119-7

TEL 017-739-1252 (総務課)

017-739-1253 (育成研修課)

017-739-1270 (教育活動支援課)

017-739-0101

FAX 017-739-1279

CRE <https://www.ane.prv.tw/author.htm>

(指定管理者: 学び・生かすあおもり)

TEL 017-739-1251 (研修室使用)
017-739-0900 (あおもり県民力レッジ事務局、生涯学習相談)

011 755 0500

FAX 017-739-2570



「ヤンターシンボルマーク」

人づくりの拠点として、県民の生涯にわたる学習の輪が、和をもって限りなく広がっていくことを願いとしています。家庭、学校、地域社会が一体となる姿を表現するとともに、色を青緑とし、伸びやく緑豊かな青森県を表わしています。